

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話は、新型コロナに感染した従業員さんに対し、傷病手当金がもらえるかどうかのご相談でした。

名北協会相談員日誌 132



# 「ちかく企業の 労働110番」です

河村つぐみ社会保険労務士事務所 所長

名北勞勵基達協會專門員

社会保険労務士 河村 亜実

## 健康保険法改正点について

この現状の制度の問題点は、長期にわたって病気と闘っているがん患者のような労働者の就労をサポートすることが出来ていないと いう点です。がん患者は仕間支給されています。

6カ月の期間を超過してい  
る場合、残念ながら再度傷  
病手当金を活用することは  
できません。（一つの病気  
に対し、申請は1回まで  
です）

な話題で、大手企業が対応に追われて いましたが、来年秋には、社会保険加入者数が常時 100 人を超えるような事業所も対象となり、社会保険の適用対象となる短時間労働者の要件について

職することすら不可能な状況を創り出しまいます。また、復職後再度入院が必要になつたとしても、1年

てしまう従業員への生活保障を目的としています。現状、健康保険法では、同一の疾病・負傷に対しで初めて

となりました。この改正内容は、傷病手当金の支給期間「1年6ヶ月」の考え方についてです。傷病手当金は、労務に服することが出来ない期間、会社を休み収入が少なくなつてしまふ従業員への生活保障を目的としています。現

事との両立をはかつていくくうえで、入退院を繰り返します。現制度において、この入退院が繰り返し発生した場合、傷病手当金の支給期間（暦日数最大1年6ヶ月）はあつという間に経過してしまい、その後の不就労期間に対する金銭的なサポートはなく、結果、復

よりスタートする制度は、既に共済組合において施行されていますが、傷病手当金の支給期間を通算して合計1年6カ月に至るまで支給が行われるという制度です。この制度がスタートすることで、がん患者のような入退院を繰り返し行っている従業員が、復職後も再度傷病手当金を活用しやす

②賃金は維持しつつも、③勤務期間については「継続して2か月を超えて使用される見込みがある者」（現状は、傍線部が1年以上となり、社会保険加入の対象者がさらに広がります。パートさんの働き方も変わっていくことと思われます。今後、こういった改正や時代背景の変化に対応できる、多種多様な働き方ができる体制を、時間をかけて整していく必要がありますね。

当協会では、令和3年11月より社会保険労務士受験対策講座が始まります。正しい労務管理の知識は、職場以外にもさまざまな場面で役に立ちます。まずは11月の基礎学習講座から。

詳しく述べ  
もしくは、当協会総合受付  
**(☎) 052-961-1666**までお問い合わせく  
ださい。

## 社会保険の適用対象となる短時間労働者の要件について

イラスト・木村武司